

## 94年ドイツ連邦議会選挙と政策の争点

石 村 修

## 一 はじめに

ドイツ連邦議会の選挙は、4年ごとにほぼ定期的に訪れてきた。日本のように簡単に解散が行使されないことにより、国民および政党・政治家は、4年ごとに訪れる選挙の年を十分

## 目 次

一 はじめに	1
二 政党選挙のシステム	5
三 94年選挙結果	9
a. 総選挙の予想	9
b. 投票率と得票結果	13
c. 第一投票と第二投票の関係	14
d. 小政党の悲哀	16
e. フランクフルト市での投票行動を分析する	19
四 政党選挙と政策 — まとめ —	20
五 資料, 各政党の安全保障政策	25
CDU: 「われわれはドイツの将来を保障する」政府プログラム	25
FDP: 外交・ヨーロッパ政策	28
SPD: 安全と平和での一つの世界	31
BÜNDNIS 90/ DIE GRÜNEN: 21世紀における外交政策の形成	33
PDS: 限らない, 反戦争政策	36

に計算に入れながら政治的な活動をするようになる。94年はドイツにとって「スーパー選挙年」と言われるように、一年を通じて各州議会選挙、ヨーロッパ議会選挙、大統領選挙（国民が直接選ぶのではないが）があり、そのファイナーレとして、10月16日の連邦議会選挙（以下、連邦選挙と略する）があった。世界、とくにヨーロッパの諸国が注目するこの連邦選挙は、ドイツ統一（1990年）後の2度目の選挙であり、そろそろ政権交替が予想されていた中での選挙であり、政府の内外の政策の評価が厳しく採点されることが予想されていた。敢えて表題をつけるならば、「統一後の諸問題と展望」の選挙とでも称されよう。

筆者は、幸運にも1983年の憲法的にも大変問題の多かった連邦選挙時にドイツに滞在しており、その内容を論文にまとめたことがある<sup>(1)</sup>。今回は、その時と連邦選挙を見る視点が違ってきている。それはさまざまな理由によるが、とくに、日本が選挙制度改革の結果はじめて、衆議院に小選挙区制度と比例代表の並立が導入されることになったからである。これは、小選挙区制度と比例代表の併用を内容とする、ドイツ型の選挙制度とは制度的に選挙効果の点で多少異にするものの、何れにせよ政党が中心になる選挙になることは必至であり、そのために日本の国内では政党の再編が模索されているようである<sup>(2)</sup>。その意味で、政党選挙は具体的にはどのように展開するのであろうか、という視点に注目せざるをえない。さらに付け加えれば、共通の経済・社会的な病理現象への処方箋、冷戦後の国際協力の在り方、国連安全保障理事会の常任理事国に立候補するかどうか、等々の解決策が求められている。ドイツと日本の政治・経済・社会状況が、現象的には同様にあることと、これの解決方法が同様であるとは一概には言えるものではない。したがって、この選挙の結果を単純に「類似比較」の



FDP の街頭活動（写真は石村撮影）

対象としてここに提起するつもりはない。この選挙分析がドイツ法治国家の有り様を探る重要な手がかりとなることを期待しているに過ぎない<sup>(3)</sup>。

それにしても、日本の喧騒とした選挙活動と比較すると、何と静かなことであろうか。選挙権のない外国人のひがみかもしれないが、もしもテレ



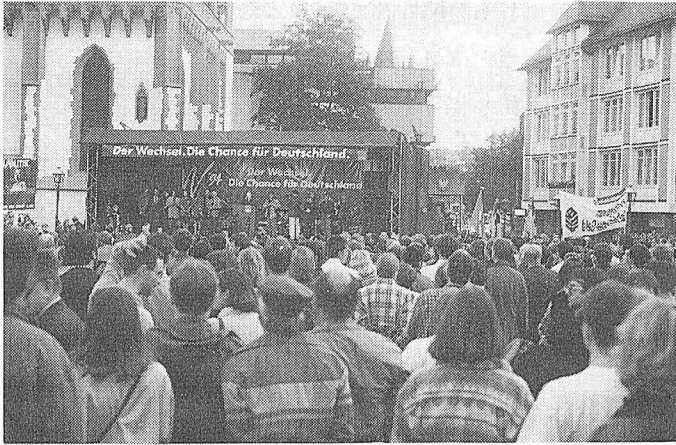
CDU 「左のフロントよりも未来を」



SPD 「強さ」

ビも新聞も読まなければ、連邦選挙が行なわれたとは気が付かないであろう。日本のような、車を使っての街頭選挙活動が認められていないから、一見して静かなのであって、ドイツ人の中ではホットな論争が展開されてはいた。しかし、1990年と違って、確かに国民は選挙にたいして、つまり政治への期待度が薄くなっていたことは多くのジャーナリズムが指摘していたことでもある。総体として静かな選挙であったという表現はあながち誤ってはいないかもしれない。選挙後に選挙法違反活動が報道される日本の選挙と比べれば、こちらの選挙は民主主義の理念に合致した選挙である。しかし連邦選挙のプロセスとその予想された結果は、有権者を白けさせるのに十分であったようである。つまり、政権を担う能力がある、CDU/CSUとSPDとの政策は、後に紹介するようにすでに大きな差では無くなっていたのであり、その他の小さな政党は、政権担当の地位を最初から放棄していたのである。とくに、旧東ドイツを地盤とする、PDSが最初から「野党」の地位を標榜していたのが注目される。

街頭宣伝としては、街の要所に指定された大きさの掲示板が立てられる(写真参照)。政権政党のCDU/CSUは、コール首相の笑顔を前面に出したり、クリントン大統領夫妻とのポートレートで従来の外交政策の堅持を訴えた。他方で、政権の移動を求めているSPDは、シャープシンク党首、ラフォンテーヌ・ザールラント州首相、シュレーダー・ニーダーザクセン州首相とのトロイカ方式を示す意味で、三人の顔と「強さ」



SPD の政策発表会、於レーマ広場

という標語を入れ、とくに経済問題の改善を主張していた<sup>(3)</sup>。しかし、この掲示板はこの政策の一端を示すにすぎず、有権者の判断の材料は過去4年間と次の4年間を巡っての、大変スタンスの長い各政党の政策にあることは確かである。その意味では、テレビの各政党のイメージ・フィルムと数度に

互って繰り返された討論会が、有権者にとっては重要であった。かなり激しい論調でお互いにやり合うこのテレビ討論は、その参加がすでに議席のある政党に限られていたという意味では問題はあるものの、各党の論客が登場していた。有権者の判断材料が、政党の政策にあることを改めて認識させるに十分な程迫力があり、番組の多くが一般の視聴者の意見を絡ませていた。その他の政党は一同に集められ、各10分の持ち時間にその党首が主張する番組が組まれていたが、右翼の政党のリパブリカーナが登場した時には、学生から野次が飛んだのが印象的であった。

選挙法からして、各政党はその連邦選挙候補者を選出する際には党大会を開催しなければならない。この党大会は同時に政策を明らかにする場でもある。一応は公開されているので、私もいくつかの党大会ならびにその後の公開政策発表会に足を運んだ。アメリカの党大会ほどの異状な派手さはないものの、売店ではイメージ商品が販売され、音楽の生演奏があり、一種のショーの様相を呈していた。最後に党の顔が登場して、興奮も最高になるという段取りである。しかし、フランクフルトにあるレーマ広場に、コールとシャーピングの両党主が訪れたのを見にいったが、どちらも観衆は白けていた。この時点では、選挙の予想はだいたい解っていたのであり、大勢は安定を望んでいたのである。このレポートは、ドイツ1994年の連邦選挙の分析であるが、どうやらそれ以上の分析の任も負う性格のものとなってきたようである。つまり、ドイツ人の自信の根拠を質すという課題に答えなければならなくなっているようである。

\* CDU=キリスト教民主同盟, CSU=キリスト教社会同盟, FDP=自由民主党, SPD=社会民主党, 90Bündnis/DieGrünen (B/G) =90同盟/緑の党, PDS=民主社会党



## 二 政党選挙のシステム

ドイツは連邦制を採用している関係からして、連邦参議院 Bundesrat は州の人口に応じた州の代表を送り出している。ここでは、後に表で示すように、SPD が第一の政党となっている。これに比して、連邦議会は、小選挙区制と比例代表制の抱き合わせからなっている関係からして、地区の代表と政党の代表から成り立つようにしている。しかし、憲法の上からは、連邦議会の議員は、全国民の代表者とされる (GG38条)。こうした変則的な選挙制度が採用されたのも、ヴァイマル議会制が、比例代表制と直接選挙の極端な展開により、機能不全に陥ったことの反省に基づいていることは明らかである。このことの詳細は連邦選挙法に定められており、94年選挙を分析するための予備知識として、同法から導かれる選挙手続きを簡単に記しておく。

連邦議会の定員は、一応656名と定められているが、この数は一応の目安であり、直接選出と比例代表選出との関係で超過議席が生ずることが予測される。本年の選挙においても16名の超過議席が生じ、この数を巡って連邦憲法裁判所の判断が求められることになった (後述)。統一前までは、518議席であったから、旧東ドイツの人口に応じて138議席が増えたことになる。656議席は、地区選出の328と州を単位とした比例代表選出の328に二分される。地区選出は小選挙区であるから、その選挙区で最高票をとったものが当選ということになる。州選出については、第二票の政党名を加算し、これをすでに提出されているラント・リストにしたがって当選者を決定するものである。ただし、第一投票と第二投票が連動している点が、ドイツ方式の特色である。つまり、第二票を集計する際に、第一票で投じた候補者が当選した場合とその州でラント・リストを提出していない政党の票はカットすることになっている (6条1項)。もしも、第一投票の候補者の当選確立が高い場合には、第二票は敢えて別の政党の名前を書くこともありうる (いわゆる投票分割)。そして、これもヴァイマルの教訓から導かれたものであるが、小党排除原則規定がある (6条6項)。有名な規定であるが、一応記すと、「ラント・リストの配分は、選挙区で投じられた有効な第二票の総計が少なくとも5%を獲得するか、少なくとも3つの選挙区で議席をえている場合の政党を考慮する」というものである。PDSはこの規定で、5%を満たさないが、小選挙区で当選者を獲得していたので議席を確保している。この5%は、「障害」という表現が付いているように、小政党にとっては難物であり、FDPは旧東地区ではこの数値を超えることができなかった。

比例代表の分け方は、1985年の連邦選挙法の改正により、ドント式からハーブ・ニーマイヤー方式に変わっている。この方式によれば、若干、小政党に有利に働くことになる。1987

	ハーブ・ニューマイヤー式	ドント式
SPD	186	188
CDU	174	175
CSU	49	49
FDP	46	45
Grünen	42	41
総計	497	498

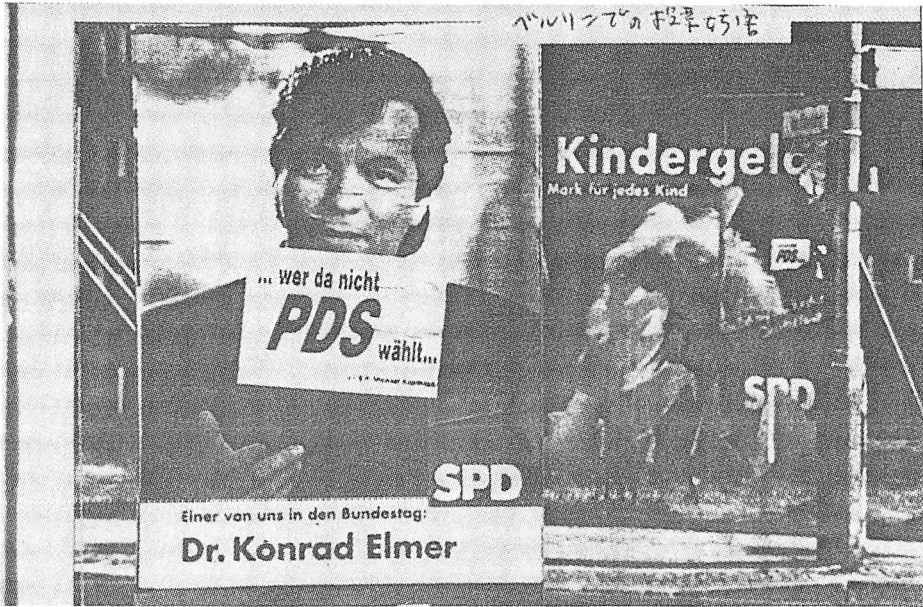
年の連邦議会選挙を例にして示すと左表のようになる。

第二票の具体的な議席配分については、選挙法6条が規定する。今回の事例を後に示すので参照してもらいたい(三章のC)。まず、政党の議席配分数を確定し、これを各州に振り分けるという二重の計算をする。総議席の656

に各政党の第二票を掛け算し、これを第二票の総数で割算する。この結果生ずる不足分を、小数点の大きいものから拾っていった総議席数に合わせる。同様のことを、次に州段階で繰り返す。当選者数を州のそれぞれの政党で確定し、これをラントリストに当てはめて当選者の名を確定する。第一票と第二票が同一の政党に入れられるであろうことを予想して、総議席の656を掛算の対象にしているのである。

直接選挙と比例代表のハーモニーは、第一票で選挙民は議員との個人的な繋がりを期待し、第一票が死票になった票は、第二票で通常は蘇るのであり、その意味で選挙の勝者を決定するのは第二票であると言われている。いわゆる大物議員は、地区選挙で選出されているが、かれらは同時にラント・リストの上位を占めており(重複立候補)、議席獲得の機会が厚く保証されていることになる。第一票で投げられる地区選出議員も政党を離れては活動できないわけであり、こうした選挙では個人の顔は消えて、政党がとにかく前面に出てくることになる。先に記したように、ジャーナリズムの選挙報道も、選挙の前と後と変わりなく「政党」がどれだけ票を取ったか、その結果どれだけ議席を獲得できたかに絞られてくる。この点で、日本の選挙報道とまったく対照的であった。テレビによる選挙結果は、日本のように途中で「OOさん当選確実」という個人中心ではなく、コンピューターで集計された政党別の得票結果がまず一斉に報道されてそれでおしまいである。選挙事務所から、当選のインタビューもなく、あるのは党首の政党本部でのインタビューだけであった。政党本位の選挙のあまりにも数字合わせのゲームに味気なさを感じつつ、問題は政党が何をやるのかだと改めて確認した。

ボン基本法は、「政党」を完全に認知し、政党の存在を前提にした議会の運営を予測している点で、日本の憲法とは異にしている。政党を憲法的に保障する以上、この政党は憲法が定めた基本原則に従わなければならない。憲法的に保障するということは、政治的な意思形成手続きに参加する唯一の団体・法人ということであり、そのかぎりでは財政的に援助され



投票妨害。SPDにPDSが対向している。

る。基本法21条はこのことを定めているが、この設立を自由な国民の意思としつつ、これが「民主的な基本原則」に一致しなければならないこと、それが憲法の枠内にあるかどうかは、連邦憲法裁判所が専権的に決定できるとしている。ここではこの点を深くは言及しないが、社会主義国憲党 (SRP) とドイツ共産党 (KPD) という、右と左の政党が、1952、1956年の戦後初期の段階ですでに違憲・解散とされていたことの事実を想起すれば十分であろう<sup>(4)</sup>。その後、数度に亘って違憲判断を求められたことがあるが、違憲というドラスティックな判断に至るものではなかったことを考慮すると、多分に先の二つの憲法判断は象徴的なものであったと言うことができよう。さらに、統一後になって、旧東ドイツの政党がすべて一掃された後に、PDSの設立が認められたこともドイツの政党の憲法からの許容範囲を知る上で参考になろう。つまり、唯一の社会主義政党であったSEDとの関係はその経緯からして明瞭であるにもかかわらず、1990年2月の段階では、PDSは「われわれの政党はもはやSEDではない」と宣言するに至っている<sup>(5)</sup>。

政党法に依れば、政党としての法人格は、6年間、連邦議会ないし州議会選挙に参加しなかった場合に失われる。当選者を出さなければ財政的な援助が得られないのであるから、小政党とすれば選挙活動を続けることは厳しい要請となる。最近の例では、代替党 (Statt) が1993年のハンブルクの選挙で5%の障害を超えた (5.6%) とたんに、SPDと連立を組むということが生じている。この政党が登場した背景は、1980年により現代的な要請を受けて水星



# : Wir wollen den Wechsel



„Damit die Einheit Deutschlands nicht weiterhin nur auf dem Papier steht, sollte eine rot-grüne Koalition zukünftig eine reformorientierte Politik bestimmen.“

Günter Grass Schriftsteller



„Ein Wechsel zu Rot-Grün ist nötig, denn jede Monarchie verkalbt im zweiten Jahrzehnt.“



Prof. Jens Reich Wissenschaftler



„Wer Arbeit für alle will, für eine freie Gesellschaft ohne Ausgrenzungen eintritt und ein ökologisch verträgliches Wirtschaften erreichen will, muß für die politische Wende eintreten.“

Detlev Henschke Gewerkschafter

es bisher bei einer völlig unzulänglichen Umweltpolitik geblieben. Obwohl eine deutliche Mehrheit nicht will, daß deutsche Soldaten in einem künftigen Krieg nach Art des Golfkrieges mitschießen, strebt die derzeitige Regierung genau dies an. Obwohl die diversen Risiken der Atomtechnik - ungelöste Entsorgungsfragen, Sicherheitsmängel, vorhersehbare Plutoniumkatastrophen - allen bekannt sind, geschieht nichts zur vollständigen Ächtung der Atomwaffen und zuwenig zum Ausstieg aus der Kernenergie. Bereits diese drei großen ungelösten Probleme verlangen eine veränderte Politik, die nur durchzusetzen ist, wenn BÜNDNIS 90/DIE GRÜNEN nach dem 16. Oktober ihren Einfluß in einer rot-grünen Koalition geltend machen können.“

Prof. Dr. Dr. Horst-Eberhard Richter Psychoanalytiker

## Wir wählen am 16.10. den Wechsel.

グリュンの広告、「我々は変化を望む」(緑の党)

総額が、230億ドイツマルクを超えないものとなっている。原則として、1有効投票につき1マルクということになっている。政党によって収入源はさまざまであるが、大政党はこの選挙収入と党員収入で60~70%をカバーしている。この助成を受けているかぎりにおいても、各政党は決算報告の義務を負っており、この数値は公表されることになる。参考までに最近の各数値を示しておく。本年度の数値の単位は100万である。SPD=88,74, CDU=74, CSU=17,77, Grünen=15,47, FDP=10,63, PDS=10,63, となる。総計221億マルクであ

のごとく現われた、緑の党と似ている。現在、議席を獲得している政党は、SPDを除いて、戦後に設立されたものである。とくに、CDUはヴァイマル時代の中央党の流れを汲むものの、市民政党として、連合政権に望まれて作られたという経緯があり、この政党制と選挙制度の意図からすれば、二大政党制が振り子の原理に基づいて機能することを望んだことが十分に予測されよう<sup>(6)</sup>。その意味では、緑の党、代替党、そして、PDSの登場は、これらの法制からはみ出したものであるのかもしれない。

政党はその与えられた「公的任務」(政党法1条)を果たすことで、政党助成を受けるが、政党法は選挙収入につき詳細に規定している。対象の選挙は、ヨーロッパ・連邦・州議会選挙であり、その年間

	SPD	CDU	CSU	FDP	Grünen
党員収入	121,291,239 47.01%	84,392,271 40.87%	15,112,929 26.21%	9,230,207 20.44%	5,656,060 9.23%
資産収入	5,426,207 2.10%	3,472,425 1.68%	1,447,828 2.51%	289,216 0.64%	1,919,260 3.13%
活動収入	3,685,638 1.43%	3,068,927 1.49%	764,943 1.33%	223,384 0.49%	154,245 0.25%
寄 付	25,601,406 9.92%	42,789,608 20.72%	17,754,235 30.79%	15,008,361 33.23%	12,196,068 19.89%
機会平等 収 入	9,129,147 3.54%	6,877,740 3.33%	2,926,487 5.07%	2,758,062 6.11%	5,130,653 8.37%
選挙収入	72,408,599 28.07%	49,491,764 23.97%	18,216,018 31.59%	14,393,866 31.87%	16,136,658 26.32%
議員による 補助金	16,870,983 6.54%	8,237,567 4.00%	536,305 0.93%	2,411,988 5.34%	19,515,790 31.83%
その他	3,594,918 1.39%	8,129,059 3.94%	907,151 1.57%	847,412 1.88%	600,178 0.98%
合計	258,008,137	206,522,361	57,665,896	45,162,460	61,308,912

活動報告書（1989）

り、この他の政党には、1億マルク支払われたにすぎない。二大政党で全体の70%を占めているのであるから、その力関係はその数値からでも理解できよう。

この上記の数字から政党の輪郭が臚気ながら解ってこよう。SPDは多くの党員をもち、その個人による党費（組合員によるものも多く含まれる）によるところが多い。CDUは個人の党費もさることながら、企業・団体の寄付に大きくよっている。FDPとCSUがほぼ同様の傾向にあること

「ドイツへの決断」CDU

も興味深い。

### 三 94年選挙結果

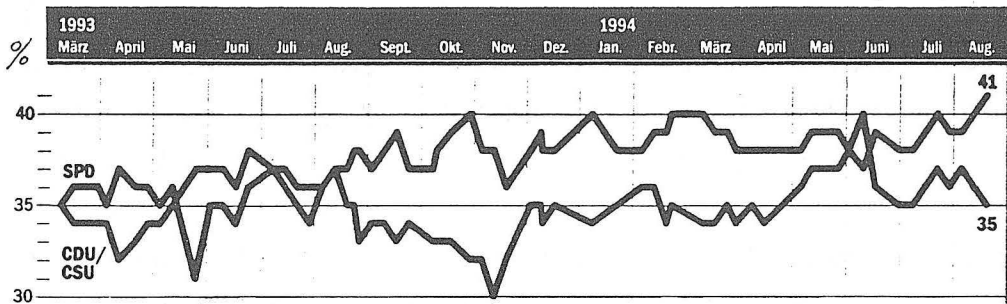
#### a. 総選挙の予想

連邦選挙の前の地方選挙の推移を見ていると、政権の交替が起こり得ることが十分に予測された。その数値を表に示してまず提示することにしよう。

州の選挙はたしかに、各州の特色が現われて直接の参考にはならないかもしれない。例えば、南部は CDU とくに、バイエルンは伝統的に、CSU が圧倒的に強く、北部の都市部は SPD の地盤であり、さらに、旧東ドイツ地区では、PDS が善戦するという特色は簡単に指摘することができる<sup>(7)</sup>。CDU/CSU の議員にカソリックが多く、SPD に新教徒が多いのもその関係かもしれない<sup>(8)</sup>。党の性格からして、都市部では、もともと FDP の支持者が多かったが、これが90同盟・緑の党に変わってきたことも一応指摘されている。地区と年齢による政党選択については後に分析することにして、連邦参議院の勢力分布は、SPD が、68議席の内では34は数えることができる。先に記したように、どの政府がその州を支配するかによって、州選出議員の政党数は異なってくるので、いまのところではその数は確定的ではない。SPD の政府では、ブランデンブルクの4議席、ニーダーザクセンの6議席、ノルドハイム・ヴェストファーレンの6議席、シュレスヴィヒ・ホルンシュタインの4議席、ザールラントの3議席が確定しており、その他連立の州で11は SPD 寄りだからである<sup>(9)</sup>。

	CDU	FDP	SPD	90Bündnis/ Grünen	PDS	政府
3月ニーダーザクセン	36.4	4.4	44.3	7.4	-	SPD
6月ザクセンアンハルト	34.4	3.6	34.0	5.1	19.9	SPD B/G
欧州議会	38.8	4.1	32.2	10.1	4.7	
9月ザクセン	58.1	1.7	16.6	4.1	16.5	CDU
ブランデンブルク	18.7	2.2	54.1	2.9	18.7	SPD
バイエルン	52.8	2.8	30.1	6.1	-	CSU
10月メクレンブルク	37.7	3.8	29.5	3.7	22.7	CDU SPD
チューリンゲン	42.6	3.2	29.6	4.5	16.6	CDU SPD
ザールラント	38.6	2.1	49.4	5.5	-	SPD





SPD と CDU/CSU への投票

連邦議会選挙を真に占うという意味では、6月の欧州議会選挙が注目された（選挙権者として、一部の外国人を認めてはいるが）。この結果から判断するならば、現政府の組合せも、赤（SPD）と緑（B/G）の連立方式も、信号連立、つまり、赤・緑・青（FDP）も、いずれの組合せによっても過半数に至らないという困った状況が生ずることになる。かつて戦後の一時期に大連立がなされたが（1966～69）、これと同様の政府かあるいは少数派内閣かの議論がささやかれるようになった。しかし、連邦選挙の結果は、こうした危惧を一掃したことになる。ドイツの代表的な週刊誌のシュピーゲルによる選挙予想を追っていくと次のようになる。「次の週に連邦議会の選挙があった場合に、あなたはどの政党に投票しますか」という質問の回答が下表である（8月29日号）。6月の欧州議会選挙が転機になって、SPDの凋落が明瞭である。93年の夏から維持していた有利な数字が、結局は一年もたなかったことになる。

これに続く同様の質問について、選挙の前までをさらに表にしてみた。

単位は%

	CDU/CSU	FDP	SPD	B/G	PDS
Nr35	41	8	35	9	5
36	42	6	36	7	4
40	41	6	36	7	4
41	42	6	37	7	4
得票結果	41.5	6.9	36.4	7.3	4.4

この得票率と議席数が必ずしも一致しないことについては後程具体的に分析するが、この週刊誌の予測が殆ど投票結果と違ってないことに驚かされる<sup>(10)</sup>。欧州議会選挙と比較して明らかなことは、二大政党が盛り返しをしており、とくに、CDU/CSUにそれが顕著になっ

て現われている。SPDには有権者は、失業・社会的正義の実現を求めている。他方、政権政党のCDU/CSUには、民主主義の擁護・青年の薬物からの保護、といった社会的な安全が求められていた<sup>(11)</sup>。簡単に図式的に言えば、「経済的な改善か社会的な安定か」という争点に集約されよう。その意味では、93年は経済的な改善が最優先課題であったが、政権政党に有利な状況として、94年夏には経済の展望が少し開けてきたことが指摘される。これは長期的展望によるが、95年には、本格的にドイツ経済は好転するという予測が、国民に安心感を与えたのかもしれない。他方、旧東ドイツ地域では支配力を盛り返していたPDSは、9月の段階では、連邦全体での5%の障害にぶつかることになる。シュピーゲル誌でもこの数値を赤で囲って強調していた。後に紹介するが、この政党のあまりにも強い抵抗姿勢に反発が示されたことと、CDUの反PDSキャンペーンが功を奏したのかもしれない。他方で、マスコミ操作の典型例は、FDPの巻返しにあった。このリベラル政党は、過去に連立のパートナーを代

#### 戦後ドイツの投票結果

Bundestag	KPD	SPD	Z	CDU/CSU	FDP	BP	WAV	DP	Nationale Rechte	a)SSW b)unabhäng.
1. W. P. 1949 Abg. 402	15	131	10	139	52	17	12	17	5	a) 1 b) 3
2. W. P. 1953 (ab 4. 1. 57 497)		151	2	224	48		BfG 27	15		
3. W. P. 1957 Abg. 497		169		270	41			17		
4. W. P. 1961 Abg. 499		190		242	67					
5. W. P. 1965 Abg. 496		200 +2 Gäste		245	49					
6. W. P. 1969 Abg. 496		224		242	30					
7. W. P. 1972 Abg. 496		230		225	41					
8. W. P. 1976 Abg. 496		214		243	39					
9. W. P. 1980 Abg. 497		228	DIE GRÜNEN	237	54					
10. W. P. 1983 Abg. 498		193	27	244	34					
11. W. P. 1987 Abg. 497		186	42	223	46					

え、政権の変化を造る役割を果たしてきた。ところが、近年の州の選挙では5%を超えることがなく、連敗を続けてきた。この忘れかけようとしている政党の外交の役割（ゲンシャー、キンケルと続いて外務大臣を出している）を救おうというのが、保守的マスコミ（例えば、フランクフルト・アールゲマイネ紙）の役割であり、投票の結果からしてその効果はあったと言えよう。つまり、FDPは第2投票の有効な利用により、5%の障害を超えることが出来た。例えば、ヘッセン州では、CDUは第一投票が45.1%なのに比して、第二投票が40.7%と下る。他方、パートナー政党への援助として、FDPは第一投票が3.4%に比して、第二投票で8.1%と浮上し、ラントリストから3名の議員を当選させている。

### b. 投票率と得票結果

ドイツ連邦選挙の投票率は、わが国のそれと比較すると驚くべき程高い。18歳から一定の居住要件を満たすドイツ人に選挙権が認められるが、この選挙権の行使を国民としての義務の行使とする態度の表明が、高い投票率となって現われている。この投票行動は必ずしも政治家にたいする信頼度の表明ではなく、あくまで自分の権利・義務は行使しなければならないという道徳的な感情から来ているものと思われる。60～70歳台を一番の山として、その投票率は柔かなカーブを描いており、青年層が極端に落ち込むということはない。全体の投票率の数値のみを記すと、1983年＝87.8、1987年＝82.1、1990年＝75.7（旧西ドイツ地域）、73.9（旧東ドイツ地域、ベルリンを除く）、であった。今回の数値が、79.1%であるからほぼ同様の傾向を示している。ただし、ベルリン（78.7%）を除く旧東ドイツ地域が、今回も72.6%と比較的低い数値に終わったことが気になる。年令に応じてどのような投票行動に出たかの数値は残念ながら入手していない<sup>(12)</sup>。しかし、予測されることは、投票率の高い、高年齢の有権者がCDU/CSUを支えていることは確かである。とくに年金生活者は、生活の安定を第一と考えるであろうし、これまでと変わらない生活を求めたであろう。これは地域の如何を

問わない現象と考えられ

	全体獲得議席数	第二得票数	% 1994	% 1990
CDU	244	16,089,491	34.2	36.7
SPD	252	17,141,319	36.4	33.5
CSU	50	3,427,128	7.3	7.1
FDP	47	3,257,864	6.9	11.0
B/G	49	3,423,091	7.3	5
PDS	30	2,067,391	4.4	2.4
REP	0	875,175	1.9	2.1
Graue	0	238,282	0.5	0.8

る。旧東地区（ライプツヒ）から、統一後、子ども達の住んでいる西側に移り住んでいるある老人から聞いた話がそうであった。

さて、もう一度全体のならした第二投票の有効

な確定数値を検討することにしたい。すでにこの数値から議席を導きだす方法については言及してあるのもう一度参照していただきたい。全体議員672の内、約4分の1(26.2%)にあたる176名が女性であり、その割合は前回(20.4%)より高くなった。

一見して明白なことは、政権政党の凋落がはっきりしているが、CDUとFDPの落ち込み方が顕著である。CSUはバイエルンだけの政党であるから数値が変わらないのは当然である。CDUとFDPが伸びなかった理由の一つは、旧東地区での低得票との関係である。両政党への投票の西地区での総計が49.9%なのをたいして、東の5つの州の総計が42.5%とかなり低い。とくに、FDPが5%を完全に下回り、ザクセンに至っては3.8%に終わっている。CDUだけをみると、前回の42.2%が38.9%とひどい落ちようである。その代わり、この州ではPDSが16.7%も獲得している。その他、政権政党の落ち込みが顕著だったのは、ハンブルク、ハノーファー、フランクフルドといった大都市であった。東の5州では、PDSは17.1%という数値を残し、前回の10.6%をかなり上回った。統一後4年の政権政党にたいする東地区の回答は、明らかに否定的なことになった。東地区と都市部が政権政党に批判的であったことは、これからの政局の運営に大問題を残すことになろう。

### c. 第一投票と第二投票の関係

すでに記したように(二章)、第一投票と第二投票は微妙な関係にある。第一・二票に全ての投票者が同一政党名を書くであろうことを予測してできたこの制度は、思わぬ結果を生むことになってしまった。第一投票は地区選出であるから、その数は328と確定する。絶対多数を獲得した第一位が当選になるが、60%代での圧倒的な当選から、30%代の激戦をくぐり抜ける場合もある。しかし、その多くが40%代で決着が付いているようである。殆どの選挙区で5大政党が候補者を立てているから票が割れるのは致し方ないことである。大物候補者はこの選挙区で当選ということになる。例えば、コール首相は自分の選挙区のルードヴィッヒハーフェンで、前回よりも票を伸ばし46%を獲得している。小選挙区制の醍醐味として、大物どおしを意図的にぶつける事も可能である。ラントリストで生き返ることができるからである<sup>(13)</sup>。ところが第二票に異なる政党名を書く戦術が、意図的に展開されると「超過議席」が大量に生じ、基本法で定められた選挙の平等原則(38条)を侵しかねない状況が生ずることになる。つまり、第一票をもって第二票により振り分けられた数よりも多く与えられた政党には、この超過議席が与えられる(選挙法6条4項)。例えば、100を定員とするモデルを考えてみよう。ある政党が第一票で48の選挙区で勝利した場合、この数値のまま直接の候補者として連邦議会の議席をまず48確保することになる。次いで、第二票では40%を獲得した場合は、40議席が与えられる。第二票が得た議席よりも、第一票が得た議席は8議席多くな

り、議席数の総計は少なくとも108ということになってしまう。1990年の時にも、この超過議席は6出ていた。1988年の選挙で生じたこの超過議席の合憲性について、連邦憲法裁判所の判断があるが、この時はその数値が僅かであるという理由により、憲法訴願訴訟は却下されている (BVerGE,79,169)。

今回の選挙では16議席という無視できない数値が出てしまった。CDUに12議席、SPDに4議席である(数式は下記に示しておく)。この数値を引算すると、新政府はCDU, 232+CSU, 50+FDP, 47=329となり、野党の合係数の327に2議席多いに過ぎないという不安定

政党 議席	第二票数	第二票総計	完全割当	残り	高数に応じた議席	総数
CDU	16,089,960	: 45,406,408	232,	456479		232
SPD	17,140,354		247,	631836	+1	248
FDP	3,258,407		47,	075183		47
CSU 656	× 3,427,196		= 49,	513728	+1	50
Grüne	3,424,315		49,	472106		49
PDS	2,066,176		29,	850664	+1	30
	45,406,408		653		+3	656

ラントリストへの配分 (CSUの場合)

州 議席	第二票数	第二票総計	完全割当	残り	高数に応じた議席	総数	過剰議席
S. H.	702,367	: 16,089,960	10,	127380		10	
H.	343,398		4,	951431	+1	5	
N.	1,970,664		28,	429284		28	
B.	119,063		1,	716761	+1	2	
N. W.	3,997,317		57,	637032	+1	58	
He.	1,417,692		20,	441602		20	
R. P.	1,061,643		15,	307755		15	
B. W. 232	× 2,451,917		= 35,	354018		35	+2
2Sa.	250,978		3,	618834	+1	4	
Be.	612,217		8,	827513	+1	9	
M. V.	378,274		5,	454306		5	+2
Br.	385,383		5,	556810	+1	6	
S. A.	582,294		8,	396056		8	+2
T.	586,440		8,	455837	+1	9	+3
Sac.	1,229,313		17,	725377	+1	18	+3
	16,089,960			224	+8	232	12

状態が生ずる。今回の選挙での一当選議員に必要な票数は概算で、69,216票であるが、CDUの場合はこれよりも、3,260票少なかった。今回とくに超過議席が多く生じた理由として、連邦統計局は次のようなコメントを寄せている<sup>(14)</sup>。①第一票に大政党、第二票に小政党という投票分割を行なったものが多数いた。②新たな連邦州の比較的小さな選挙区にて、第一票の超過評価がなされた。③東ドイツ地区の低い得票率が結果を歪めた。しかし、問題を東ドイツ地域の問題にすり替えてはならないであろう。フランクフルト大学のマイヤー教授がこの選挙法の権威であり、この超過議席が憲法違反であること、この超過を止めるためには、「候補者の算定に際して、第二票の清算を州の限界を超えては行使しない」という手法をアドバイスしてくれた。緑の党が提訴したのでいずれこの問題は、連邦憲法裁判所の判断として示されることになると思われる。

#### d. 小政党の悲哀

本年度の選挙で登録した政党数は全部で22あり、このうちの議席を獲得したのは6政党で、その第二投票の合計が96.5%ということを見れば、他の政党が獲得した数値は圧倒的に小さく、国民に無視されたことになる。残りの政党の獲得票数の合計は、1,698,292票(全体の有効投票数は、47,104,576)である。一応これらの政党の名前だけを紹介しておく。なお、ドイツ語での表記法を用い、順番はリスト表にしたがっている。数値は獲得パーセントで括弧内は1990年の数値である。

7.Die Republikaner =1.9 (2.1), 8.STATT Partei die Unabhängigen =0.1, 9.Bund Sozialistischer Arbeiter, deutsche Sektion der Viertel Internationale =0.0, 10.DIE-GRAUEN =0.5 (0.8), 11.Tierschutz Mensch Umwelt =0.2, 12.Autofahrer-und Bürgerinteressen-Partei Deutschlands =0.0, 13.ökologisch-Demokratische Partei =0.4 (0.4), 14.Bürgerrechts-Bewegung Solidarität =0.0 (0.0), 15.Christische Mitte =0.0 (0.1), 16.Deutsche Zentrumpartei =0.0, 17.Partei der Arbeitlosen und Sozial Schwachen =0.0, 18.Die Naturgesetz-Partei =0.2, 19.Marxische-Leninistische Partei Deutschlands =0.0, 20.Bauerpartei =0.1 (0.1), 21.Christliche Liga, Die Partei für das Leben =0.0 (0.1), 22.Partei Bibeltreuer Christen =0.1

一見して明瞭なことは、新顔の政党が8もあることであり、金銭的な意味でも政党活動を続けることの難しさを知らしめてくれる。選挙法によれば、連邦議会選挙ないしラント議会選挙で少なくとも5人の当選者を出している政党は、自動的に候補者をたてることができる。その他の政党は、選挙区選挙では少なくとも200名の有権者の推薦、ラントリストへの掲載は、ラント有権者の1000分の1以上で2000名までの推薦が必要である。この数字は必ずしも



政党の立候補を制限するほどの数ではない。問題は選挙資金にあることは言うまでもない。小政党（党員が少ないという意味で）といっても内容はさまざまであるが、一応類型区分が可能である。キリスト教の少数派の政党は、15、16、21、22と多様である。緑の党と同様に、市民政党しかもエコロジーの擁護を訴えるのは、8、10、13、14、18と続く。10はその名の通り、老人福祉の政党である。この内で8はハンブルクで、既製政党に「代わるもの」という主張が受けて、5.8%も獲得したが、さすがに全国区では知名度が浸透した訳ではなかった。東ドイツ地区の政党として、9と19があり19は新顔である。統一に伴い西ドイツの政党法が旧東ドイツ地区にも適用になり、1年以内にその規約がこの新しい政党法に適合しなければならぬことを受て旧政党は消滅した。PDSにそのすべてを旧東ドイツは託することになったが、その不満分子がこの新政党を支えている。しかし、1990年にはその他の政党は、この5つの州で2.58%と西地区よりも多かったが、今回は1.02とふるわなかった。おそらく今回は棄権に回ったことが予測される。問題は、極右のリパブリカーナであるが、政権政党の反極右・極左のキャンペーンが功を奏して、その数字はまったく無視してもよい数字に落ち着いた。国内の治安の維持を政策に掲げていたCDUが一番この数字を喜んだと報道されている。

テレビを見ていて、この小政党の政権放送が面白かった。どの政党にも政権放送として、短い独自に製作したフィルムを放映する権利が保障されている。リパブリカーナの内容は、左のPDSとのバランスをとるためには、右が議会にいななければならないという消極的なものであった。放送法からしても、ネオナチを標榜することは不可能だからである。しかし、一般の番組を見るかぎりでは、これらの（小）政党はかなりな程度に無視されていた。シュピーゲルが統計を取ったところでは国営のARDの放送で、ヘルムート・コールは合計で6時間11分、SPDの党首シャーピンクは5時間17分であるのに比して、リパブリカーナのシェーンフーバーはたったの8分であった（40号28頁以下）。とくに、CDUのマスコミ宣伝が功を奏したと指摘されている。SAT 1はコールの放送局としての別名があり、コールの6時間にたいして、シャーピンクは2時間の放映時間であった。比例代表では、本来は利益代表の影響があってもいいはずであるが、小政党にはその意思が反映されなかったようである。20の農民党はEUの自由化の中で最も深刻であったはずである。以下、簡単にこれらの政党の中で特色のある、リパブリカーナ（REP）と環境民主主義政党（ÖDP）を紹介することにしよう。

REPは1983年南部のバイエルン州で旗揚げし、1989年に至っては5%の壁を超えて地方選挙で議席を獲得するに至り、マスコミでも一躍注目されるようになった。しかし、政党内の

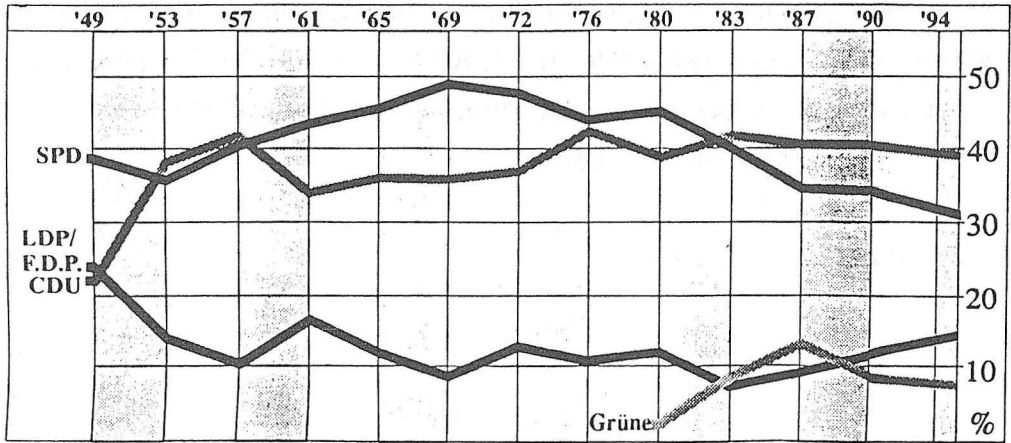
内紛もあり、地方選挙ではいくつかの選挙で議席を獲得するも、連邦レベルでは確たる数字となつては現われてはこなかった。かつてナチスを生み出したバイエルンを母体とすることもあって、かなりの右の過激主義を自負していることは確かである。党首のシェーンフーバーは、かつてナチスのSSに所属していたことを公言している。その政治スローガンの基調が「大ドイツの実現」にあるし、国内での外国人排斥を指示する。外交政策では現在の西側の安全保障同盟を否定する。ドイツを強くするという観点で、家族や青年問題を熱く議論する態度は、かつてのナチスを彷彿させるものがある。ついでに環境問題にも言及するが、「ドイツにたいする外国人の彷徨が終わったときに、われわれ国民の生活領域を確保し得るであろう」の主張には驚愕を感じない訳にはいかない。先にも述べたように、こうした極端な主張が逆に政権政党に票を集めさせる原因になってしまったことは皮肉であった。

これに比してÖDPの訴えたところには正論が多かった。その選挙の政策は、「エコロジーの均衡と循環経済、人類・自然・環境の保護、国際社会への貢献、国内の統一の完成、民主主義の実現」にあった。すでに緑の党を初め環境擁護を訴えることは新しいものではない。この党の意図は、民主主義の実現、つまり基本法の枠内での民主主義が正しく実践されることを望むことにある。「政治の現実、深く落ち込んでいる。政治的不愉快なこと、議会への市民の信憑性と信頼の喪失」にある。政治の浄化を訴え、基本的には「国家と経済」が分離すること、議員の贈収賄を刑事罰とし、企業・団体による政治献金を禁止すること、直接民主主義を連邦レベルで導入すること、自然・動物・環境保護団体そして人権保護団体は団体訴訟の権限をもちうること、ゲマインデはより自治能力をもつこと、連邦参議院の格上げ等により連邦主義を強化すること、を掲げている。既製政党を最大限に批判する主張も、投票結果からするならば、小政党の主張として有権者には直接には響いて行かなかったことになる。

#### e. フランクフルト市での投票行動を分析する

フランクフルトは、ヘッセン州では最大の都市、金融、飛行場そして平和研究所を合わせて3Fと呼ばれている。ヘッセン州は赤と緑の連立政権を始めたところであり、その意味では新しい政権の予行演習をしていた（連立ではわずかに50%を切っている不安定政権ではあるが）。フランクフルト市では第一投票で決められる選挙区選挙では、三議席ともCDUが独占するという現象が起きた。人口約70万人、しかも外国人が約28%と増え続けている都市でドイツが示した反応は、安定ないし積極的な改革の方向であったと言えよう。統計で確認したい。数字はすべて%である。

SPDの凋落は明瞭である。他の州では伸びているのにこのフランクフルトでは何故落ち込



フランクフルトの投票，フランクフルト・ルトシャウ10月17日

	1994年 連邦選挙	1990年 連邦選挙	1994年 ヨーロッパ議会選挙	1991年 州議会選挙
CDU	39.9	40.9	36.2	42.7
SPD	30.1	34.0	27.8	33.7
FDP	8.8	11.0	4.6	6.7
Grünen	14.5	8.2	17.9	13.5
REP	2.8	2.5	5.5	2.2
PDS	2.1	0.9	1.8	-
Graue	0.9	1.5	1.1	1.0

んでいるのだろうか。州議会での運営，市長 v. シェーラーへの批判票，そしてヨーロッパ銀行もやってくる金融の都市からして，SPD の経済政策は魅力を欠いていたものであった。CDU はこの都市の周辺高級住宅地区では，45%以上という圧倒的な数字を記録している。他方で，本来の SPD の地盤である市の中央部では，緑の党に相当侵食されている。学生寮のあるポッケンハイムでは，緑の党が第一位の投票所もあつたくらいである。さらに，他では人気でなかった REP が PDS の上についている事実が目せざるをえない。これは明らかに外国人に寛容であり続けた，この都市への批判票の高まりであることは確かである。外国人登録が，他の州に比べると簡単であり，政治亡命の受け入れを認め続けたことで，外国人は全人口の比重を高める一方である。1977年は18.4%，1987年は20.4%，1991年は25.6%であるから，ドイツ人の苛立ちも分からないではない。この時点で，外国人の地方選挙権の見直しが伝えられ，FDP はドイツで誕生した第三世代を別枠で国籍法に記することを提案している<sup>(15)</sup>。

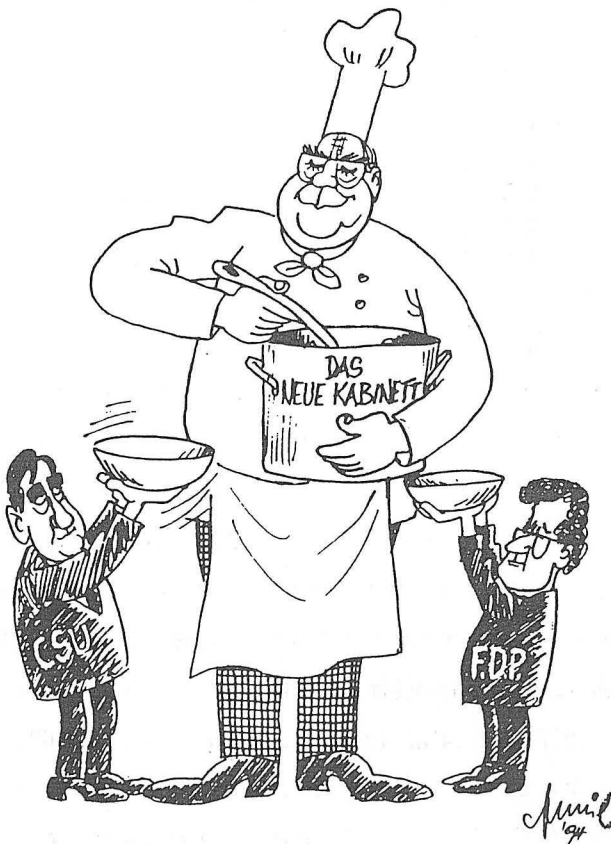
この外国人に支配されそうで、高収入者はより郊外の衛生都市に移っていき、若者の一部は薬に救いを求めるといふ、悩める都市において、残されたドイツ人がCDUと緑の党に向ったことは分からないでもない。SPDは国内の財政政策の青写真作りに失敗したのであろうか。95年の州議会選挙でのSPDのたて直しが目されよう。

#### 四 政党選挙と政策 — まとめ —

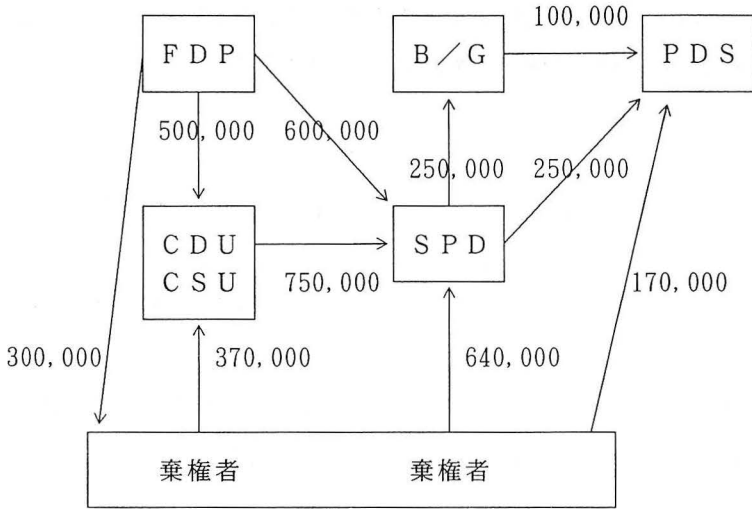
コール政権は戦後もっとも長命の政府として、連邦選挙一か月後に組閣を終えた。従来と同様の、CDU、CSUそしてFDPの連立政権であるが、公約どおりに閣僚のポストを二つ減し、数を減らしたFDPの閣僚入りを5から3に減らされた。しかし、外交・蔵相といった主要大臣の15人は残留し、継続性を強調することになった。唯一目玉として、28歳で東独出身のノルテ家庭高年者婦人青年大臣が登場し、コール首相（64歳）を含めても、平均年齢50.5

歳という一見若造りの内閣が作られた。しかし、与党と野党の差は10議席にすぎず、これからの議会運営は困難を極めることが予測され、早期の解散を示唆する論調もある。今回の連邦選挙が統一後の政府の勤務評定、安定した後のドイツの外交・内政の在り方を問うものであったが故に、この投票行動をここでまとめておくことにしたい。

明らかに旧連立政権は全体として、有権者から疑問点を付けられながら、それでも代わりが見つかるまでもう少しの続投を求められ、その調子が戻ることが期待された。これは海外、とくにヨーロッパ



フランクフルト・レントシャウ 10月31日



諸国の政府が述べた感想と大体一致するところのものである。前回の選挙と比較して、得票の動きが一番顕著だったのは、CDU / CSU の票がSPDに流れたものである。それを図にしたので参照してもらいたい<sup>(16)</sup>。



FDPからは出るだけ、PDSには集まるだけのこの図から、リベラリズムの行く末と東地区の不満を再度確認することができよう。CDU / CSUからSPDに変わりが得るとしたのは、実はマスコミやSPDの戦術に依るものであった。SPDは新聞の大きな公告で、コールの顔が、6度変わればシャープピンクになるというモンタージュ写真を作り、変化を起こそうとした。しかし、この写真は変化を言うのか、政策の継続を言うのか中途半端な所を残してしまった。今回の選挙では、先にも記したようにSPDが経済を再建する意味で、その統治プログラム「ドイツの改革」を示していたのに比して、

シュピーゲル誌の表紙、左がシャープ・右がコール

CDU/CSUの政府プログラムは「われわれはドイツの将来を保障する」を示していた。ところがその中身をみるとその並べ方は確かに異なるが、その内容とする所は大きく違わない。

第一に挙げているのは、SPDは職場を造ることであり、CDU/CSUはドイツの内的統一の完成することと異なるが、逆の同一の内容はSPDは4番目、CDU/CSUは2番目に置いている。環境保護、女性・家族の保護を示すことは同様である。敢えて言えば、その実現の方法としてSPDが社会国家を用いている点が違うだけである。第一にSPDが職場の創造をうたったが、これが経済の復興が見えたことで裏目に出たこと、逆にCDUの主張の方が現実性があると思われたからこそ、CDUは予想以上に落ち込まなかったのかもしれない。筆者はこの両政党の違いを、どちらも一番最後に触れている、平和・外交政策に見付けた。次章に各政党の主張を掲げているのでそちらを参照してもらいたい。

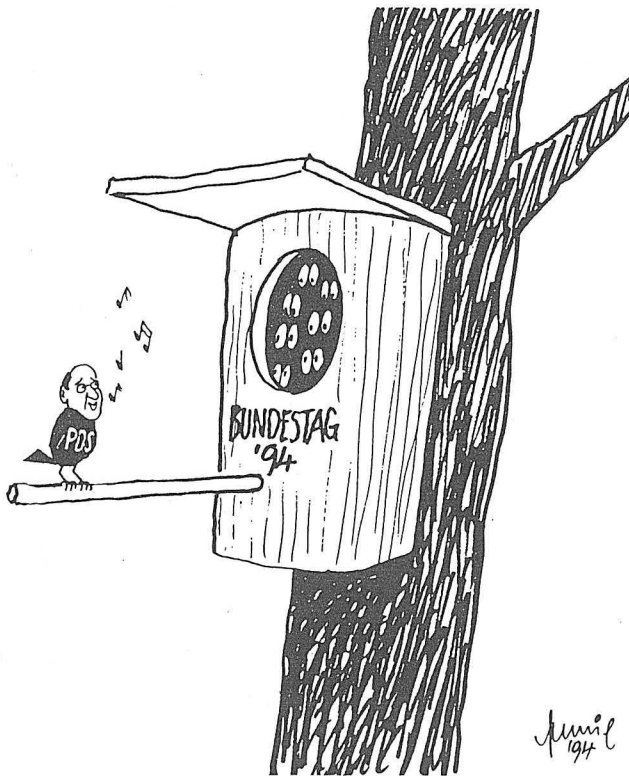
両者とも、現在のNATOと連邦軍の役割については従来どおりの路線を認めているし、パートナーとしてアメリカとの関係を重視するのも同様である。国際的な軍事活動については、CDUは防衛力が国際危機管理にも作用するとして、はっきりその限界を示すものではないが、SPDは湾岸戦争のような形の戦いには参加しないという歯止めを明らかにしている。これは連邦軍のNATO領域の外への派遣の可能性に関する議論が、連邦憲法裁判所の判決により一応結論付けられたことへの反応である（BverGE vom 12. Juli. 1994）。さらに、SPDは軍縮と武器輸出の制限を明らかにする。これの中間がFDPであり、歴代の外務大臣をこの党は輩出しているので、外交政策は最も具体的である。しかし、これらの最後に論じた論点は、あまり争点として議論されなかったような気がする。ドイツでの外交路線はすでに一定の方向で進んできたからであろうか。

ついで、すでに断片的に述べてきた東ドイツ地区での投票行動を振り返っておこう。投票率が他の地域よりも低かったこと、政権政党への反発が顕著であったことはすでに指摘した。とくにFDPは前は、13.1%もあったのに、今回は3.62%と極端に支持者を失ってしまった。この地区をあまり特別視することはよくないことかもしれないが、他地域とは際立った得票行動をしているのは、明らかに統一後の問題が依然として解決されるには至っていないことの反映である。問題は、FDPが積極的に否定されたことの結果とするか、PDSに得票が集まったことで、FDPが消去法的に票を失ったと見るか、という分析のいずれかになるであろう。そのどちらも当たっているような気がするが、FDPはドイツ全体で票を失い、「リベリズムの終焉」の時代とも言われている。その傾向が東ドイツ地区では顕著であり、PDSにより多く侵食されたということになる。では、この東地区の人々がなぜPDSをより強く選択



したのであろうか。

州議会の選挙の好調さを持続して、PDSは先に記したように東ドイツ地区だけではどうどうと第三位の位置にあるが、全体としては5%の壁を超えることはできなかった。それでも東の4つの選挙区選挙で当選者を出したことにより、選挙法の規定にしたがい全体で30議席を得た。党首のギジー（もともとは弁護士）はヘラースドルフの選挙区でらくらく50%近くを取っている。その後に彼は再度シュタージーとの関係を問われていたが、異色の議員が多いが、旧SED政府の経済大臣をしていたルフト、81歳の小説家ビスキー等が含まれている。彼らはこれらの地区での経済の新興、職場の改善そして戦争反対の立場を唱えていた。政権政党の財政政策、とくにそこから生じた増税や失業問題は、国家に支えられた経済状況から、一転しての自由競争原理の中に置かれた東地区の混迷度をこの4年間で深めたことになる。この反発がPDSに票が集まり、FDPへの批判となったことになる。この現象にはもちろんドイツのマスコミも関心を持ち、小さな田舎町では皆の監視があるかのごとくしてPDSに投票する様子を紹介している。つまり、DDRに借りがあると感じているこの町の人たちは、長くこの町に住んでいる人たちが多く、相互に監視しあっていた状態が抜けきれず、他の人の行動



が善いにつけ悪いにつけ関心がある。長くDDRを愛し、DDRからの贈り物の中で生活してきたと感じる人たちは、一種のノスタルジアの気持ちも込めてPDSの名を投票用紙に印した。このレポートの筆者は、「この町には生活の危機があり、一層、暖秋なものにも拘らず寒さを感じる」という文章で締め括っていた<sup>(17)</sup>。

もちろん東ドイツ地区で最も得票率の高いのはCDUである（得票率は相当に落としてはいるが）。ここでは、より一層の安定を求めることとして、もう一度われわれを開放

フランクフルト・ルトンシャウ 10月18日

してくれた政党に一票を投じてみようという行動を起こした人々、さらに、変化を求めて SPD に投じた人々がいたはずで、それは別にこの地区だけの特色にはならないはずである。PDS の支持者は、自由よりも平等を相変わらず重要と考え、政治的関心が高く、30～40歳、教育・職業も比較的高く、なんらかの組織に参加している人々で、悲観的で、経済は一層悪化すると考える人々だそうである<sup>(18)</sup>。あのドイツ統一の時に、基本法の受け入れを拒み、独自の憲法を望み、その延長で新たに制定された州憲法では、独自の国家目標を設定している。チューリングゲン憲法（1993）15条は、「快適な居住空間」、メクレンブルク憲法Ⅲ章は「国家目標」として、「ヨーロッパの統合、環境保護、女性と男性の平等の要求、こどもと青年の保障、学校、文化と学問の要求、労働・経済そして社会的援助、少数者と民族グループの保障、自己援助のイニシアティブ」を掲げる。これらの発想はボンには無いものである。

こうした一連の目標は、国家・州の権限強化を求めることになり、形を変えた DDR よもう一度ということになる。この思想には、FDP のリベラルは少なくとも障害になるはずである。FDP は冷戦の渦中では、保守と革新の中間政党として、いわば政治の連結性の役割を国内において果たし、外に於いても政治的緊張関係の緩和の役割を演じたのであり、その限りで外務大臣のポストを貰えたのである。この選挙で FDP は、「自由のための弁護、平和のための仲間」をスローガンを掲げていた。リベラルの神髄は、国家権限の制限にあり、個人の自由を最大限に保障することにあるが、とくに東地区の市民にとって、国家が弱くなることは社会保障の弱体化を招来すると考えられ、それにも拘らず税金が高くなってきた恨みをぶつける相手として、FDP が選ばれたということになろうか。

さてこの分析も最後にまとめることにしよう。小選挙区制と比例代表選挙の組合せは、後者の性格がどうしても強くなり、その結果小党分裂はまぬがれない。いやむしろ、国民の意思を性格に汲み上げるためには、多くの政党が政治に参加できるシステムが望ましいと言えよう。したがって、この制度を採用するヨーロッパの国々のほとんどの政府が連立政権を組まなければならない、ドイツでも戦後は連邦と州政府の殆どは連立によって成り立っていた。連立を組むということは、政策のすり合わせをし、それが国民に分かりやすいものとして再提示されることが少なくとも必要である。その意味でも、ドイツの連邦選挙が政策選挙であったという意味をわれわれは忘れてはならないであろう。PDS は結局どこの州でも政権政党になることを拒んだ。あくまでも野党でいたいという気持ちもわからないわけではない。政府を形成した時の困難さが分っていたからであるし、依然として DDR を背負ったこの政党の苦悩は続くことになるからである<sup>(19)</sup>。

完全に政党国家となったドイツと、わが国の中途半端な政党の承認の間には大きな差があ

る。一連の日本の選挙関係法の改正が、それだけで政治の浄化を促すとは思えない。その意味で日本国憲法の理念が下位法規に伝わって行かないことの問題点を指摘して、まとめとしておくことにする。

## 五 資料、各政党の安全保障政策

以上の分析の資料として、私は安全保障政策の比較をすることが最も参考になると考えた。政権政党と野党ではこの点をはっきりとした対立点を見いだすことができる。とくに、最後に掲げた PDS は、「世界で最初の軍隊をもたない国」を提唱している。この党員に日本のことをいったら一笑されてしまった。日本が軍隊をもっていることを知っていたからである。緑の党も同様に、最終的には連邦軍の解体を主張している。今もボスニア・ヘルツェゴビナ

への NATO 軍による飛行機による射撃への参加を巡って、見解が対立している。各党の政策が実際の政治活動のなかでどのように実行されていくのかを、しばらく観察させてもらうことになる。政治の現実の中で、規範が作用しうるのはどこまで可能なのであろうか。政権政党と野党の主張の差を読みとってもらえれば幸いである。

**Wahlforum 94**  
**Deutschland muß der erste  
Kriegsdienstverweigerer  
werden!**

Frankfurt/Main  
2. September 1994

19.30 Uhr  
Bürgerhaus Nordweststadt  
Kleiner Saal, Walther-Müller-Platz

Politik-Talk mit Gerhard Zwerenz, Heinrich Fink, André Brie  
mit Peter Gingold (schöne Grüße von der Résistance)  
und Heidi Lankisch  
Moderation: Harri Grünberg



PDS / Linke Liste Hessen  
Kaiserstraße 6, 63085 Offenbach  
Telefon (0 69) 82 43 70, Fax 82 43 71

「ドイツは最初の兵役拒否者にならなければ  
ならない」 PDS ビラ

CDU: 「われわれはドイツの将来を  
保障する」政府プログラム

第4章 「われわれは一つのヨーロ  
ッパでの平和と自由を保障する」  
東西の対立の終焉は、われわれの平  
和と自由を確実なものとした。しかし、  
同時に、われわれはたくさんの世界政  
治での危機に直面している。それは、  
ヨーロッパにおいても見られる、軍事  
的な対立であり、そのことに起因する

# Wir sichern Deutschlands Zukunft

Regierungsprogramm  
von CDU und CSU

DAS  
REGIERUNGSPROGRAMM  
DER SPD

# REFORMEN FÜR DEUTSCHLAND



94年選挙で発行された CDU・SPD のプログラムの表紙

難民であり、国内の安全の境界を越えた危機であり、環境への広範な負担である。このような挑戦に一国で対応できるものではない。ヨーロッパにおいて、われわれは平和と自由、経済繁栄そして社会の安定と内政の安定、健全な環境を共通の連帯した行為をもって継続して守っていくことができるであろう。

ドイツはその友とパートナーとの連帯をもってはじめてその安全を保障することができる。CDU と CSU は、大西洋の同盟をさらに強化しようとしている。それは全てのヨーロッパでの安全と安定の保障を確実なものにしている。西側の国家からわれわれを追い出すことになるあらゆる別の道をわれわれは明確に拒否する。われわれは統一した国家ならびに一つの世界の一員としての責任をもつことを宣言する。

ドイツは孤立するのではなく責任を果たす

## 市民の安全の保持

われわれの安全は同盟のパートナーとしての信頼に基づいている。CDU と CSU は国際社会の他の仲間と同様に、ドイツは原則的には同様の権利と義務を保障することに賛成する。

アメリカとの同盟は、北大西洋同盟を機能させる重要な要素である。北アメリカはヨーロッパの安全にとっての不可欠の保障であり、そうあり続ける。したがって、環大西洋関係を強化することになる。ドイツ・アメリカ関係を、さらに経済、科学、文化の領域においても

形成することを望む。

ヨーロッパにおける変動によって、NATOの政治的・戦略上の役割は広がってきた。そこでわれわれは北大西洋の同盟の改革を積極的に推し進めることになろう。防衛力を保持し、同時に、安定した移動と戦争の克服を準備することが必要である。

ヨーロッパの統一は、歴史の上で最も長期に及ぶ平和の時代を保障してきた。この統一は、ヨーロッパの国家と国民がその将来を共有し、戦争による国家主義に陥らないための礎になっている。

われわれはWEUをヨーロッパ同盟の防衛機能として形成し、NATOのヨーロッパの支柱を強化しようとしている。われわれはフランスとの政治的・軍事的関係を強め、とくに、ヨーロッパのモデルとなろうとしている。

われわれは友好国と一緒に、国連の改革に着手し、国連の行為能力と信頼性を強化する。それは安全保障委員会の改革であり、国際政治情勢の根本的な変動に反応したものであり、ドイツ国も安全保障委員会の常任理事国に着くことを含んでいる。

西ヨーロッパと同様に、中央・東・南ヨーロッパにおいても、これに匹敵する政治・経済・社会的な安定が訪れるように、われわれは尽力する。

CDUとCSUは、東と南東の隣国、とくに、ポーランド、チェコ、スロバキア共和国、ハンガリーがNATOに加入することに強く賛成する。西ヨーロッパの同盟が東・東南ヨーロッパの諸国と組織的に結びつくことは、ヨーロッパ・ユニオンへの道程の重要な一歩である。NATOは平和のための協力のプログラムをもって、東の新しい仲間との協力関係を強化し、個々の国家からなる統合を準備する柔軟な機構となってきた。ドイツは、ロシアとNATO間をECとロシア間と同様になるように、ロシアとの将来的な協力関係を発展させるための勢力を利用するであろう。

新たな国際的な責任から、連邦軍も新たな課題をもつことになる。平和と安全は分かちがたいものである。世界の至る所においてであれ、戦争による対立・紛争、危機と緊張は、ヨーロッパ、ドイツにとっても直接・間接の脅威である。これらは、西側のわれわれの政治的安定をも危機に至らしめる、世界中で生じている難民の動きを促す要因でもある。NATOないしWEUが参加しようとする、国連での国際的な軍事活動をドイツが将来的に強化したならば、われわれはこれを他国を助けるだけでなく、われわれの国に平和と安全を保つという努力をなすという意識のなかで行使するものである。

こうしたことを背景にして、国家防衛の課題は新たな局面を迎えている。その課題はドイツが同盟関係を守り、ヨーロッパの安定と統合を求め、国連憲章と一致した国際的安全に向い、災害・人道的活動に協力することである。国家の防衛以外の連邦軍の導入は、西側の仲

間との共同にたいしてのみ問題になる。

防衛力に留まっているドイツの防衛力を、これらの全ては要求することになるが、この防衛力は制限されることなく国際危機管理にも作用することができるのである。連邦軍はこれに相応しい構造をもっている。5万人の範囲での危機対応部隊がある。連邦軍の平和部隊は、34万人と定められる。一般的な兵役の義務は、われわれの社会での連邦軍を確実にするための表明である。したがって、CDUとCSUは一般的な兵役の義務を維持する。主防衛部隊と戦時対応部隊の任務は、兵役の義務の柔軟な形を認めている。最小限の兵役期間は、10か月に定められることになろう。役務の自由意志による行使は、12か月となる。10か月を終えた者は、法に規定される特別の任意の役務に就き、続く2月を役務とすることができる。非軍事的役務は、15月から13月と短縮される。

こうした処置、その活動の合理化、不変の防衛費をもって、連邦軍は計画の安定を確保し、必要な処置をとることができ、こうして連邦軍を将来的に改め、最良なものとするのが可能になる。連邦軍の改革をもって、われわれは完全な活動能力をもち、国際社会での責任あるパートナーとしてドイツの信用を強めることになる。

#### FDP：X 外交・ヨーロッパ政策

リベラルは将来の連邦軍の計画を要求する。

ドイツの外交・安全政策における根本的な変動の時代にあって、連邦軍はその設立以来の重要な変転の課程を歩んできた。一方で、連邦軍はその人的範囲での大幅な縮小による軍事的・組織的・社会的問題と取り組まなければならない。この要求にたいして、連邦軍は明確な役割を明らかにしてきた。さらに軍はその範囲でドイツの統一を特別にもたらしてきた。他方で、同盟・国家防衛というさらに現実的な役割と並んで、国際的安全の領域での新たな要求に向うことになる。防衛予算の削減にもかかわらず、連邦軍は憲法が許容する範囲で、重要な国際平和への貢献が求められている。連邦軍はそのための評価をえている。こうした困難な構造変化の局面において、全ての社会勢力、とくに、政治的に責任を負うものの支持と連帯が必要とされている。

FDPは、ドイツの軍事力の将来の役割を明瞭にする。この点にかんしては、的確な基準が作成されなければならないと、とくに、構造、構成、防衛・平和の範囲、これに必要な装備、要請、財政に関してである。

連邦軍は明確な基準を求めている。軍は予算に依存するようなものではない。防衛予算の縮小が、意図的に決定されてはならない。予算は連邦軍の明確に要求するところと一致しなければならない。しかし、連邦軍のための財政計画もまた、全体予算安定のためのラインに



は従わなければならない。

連邦軍の人員の規模は、ドグマではない。その規模は将来の任務の特色や政治規準により決まってくる。

ドイツ軍事力の課題は、ワルシャワ条約により軍事的脅威が無くなった後でも、外からの平和、自由、われわれの民主主義を守ることにある。さらに連邦軍の将来の課題とそれに合った能力を新たに定めなければならない。われわれは兵士および市民に、政治的に支持を受けた課題と責任を明らかにしなければならない。

連邦軍がわれわれの国際責務の及ぶ範囲で、平和を確保するための国連安全保障理事会の決定を遂行するために、あらゆる国際的な処置に参加しうること、FDPは同意する。それは平和の確保と平和の創造の両者を含んでいる。国連および地域的協定の範囲での配備に関しての決定は、議会が同意を与えなければならない。こうした理由からして、われわれはこの議会の関与を規定する、憲法問題の解明に心がけている。FDPがこれにかんして心がけたのは、個々の連邦軍の予想される参加に同意を与える前に、議会と連邦政府は、紛争解決になしうるあらゆる行為可能性の解明を慎重に行なうということである。FDPにとって、連邦軍の国際的な配備は、NATOとWEUのような集団防衛のシステム、UNOとKSZEの集団安全のシステムに組み込まれた場合のみに認められる。

国家・同盟の防衛、つまり、われわれの自由、民主主義そして法治国家の保障は、あらゆる市民の課題である。同時に、防衛の義務がわれわれの民主主義社会を連邦軍によって確保することになる。しかしこの防衛義務は変動する社会政策や安全政策からの制約に適合していかなければならない。そうして社会に受け入れられることになる。したがって当面する軍務が抱えている問題を早急に解決する必要がある。

こうした要求はさまざまな兵役の義務の構想を最上のものとするものである。兵役の義務を負うものにとって、12ヵ月よりもはっきりと少なくして主防衛軍での勤務が課せられるように、さまざまな兵役の義務が導入されることになる。さらに兵役の義務者は、任意に12ヵ月を越えて、例えば、紛争処理軍に最高給で当たることが出来る。海外への出動に関しては、とくべつの能力と雇用関係が必要である。この任意による長期の任務者の育成と支払いは、出動可能性の多様性により、より良いものとなる。多様な兵役の義務は、その場所、期間、給与そして予備役の段階に関しての選択の幅を広げることになる。兵役義務者は各自の人生計画（例えば、大学ないし専門教育のための待機期間を十分に考慮して）に添った形で、各自の兵役期間を選択できる。同時にさまざまな兵役の義務は、多国籍軍および国際的な安全の確保に良い条件をもたらすことになろう。

軍事力を広範に削減する可能性を開くことになる、国際秩序の広汎な安定が新しい安全政

策の諸条件を長期に亘って導くことになるとするならば、FDP は別の軍の在り方を試すことになるであろう。

したがって、FDP は以下のことを要求する。

- 連邦軍は、将来は主防衛軍と紛争処理軍から構成される。それははっきりとした任務分割が考慮されることになる。さらに連邦軍は、人道的援助行為と災害援助、とくに環境災害のための任務を引き受けることになる。
- 以下の計画の課題は克服されなければならない。軍事力削減の組織的・社会的克服。国家防衛、ヨーロッパと国際平和確保のための新たな構造の創造。NATO と WEU 領域での、国家相互による出動隊および紛争対応軍の形成。主防衛軍の再構成。装備と訓練の質の改善。人と運営そして資金に相応する混合支出の確立。資金にかんしては、新たな多様な任務に正確に対応できるように、総支出の30%以上に達しなければならない。
- 限られた予算からの要請に応じて、国家防衛の保障と比較しての、優勢順位を定めなければならない。これを整理すると。
  1. 紛争対応軍の創造
  2. 性能の良い飛行輸送力の制作
  3. 武装力削減の社会による克服
- 基本兵役務および予備役による国際平和出動は戦闘出動も含めて、自由意志に基づくものであり、軍事的な出動・訓練要請の規準に適合するものでなければならない。兵役を魅力的なものにするために訓練が必要であり、連邦軍の国際出動への参加の可能性がある。
- 国家・同盟の防衛のために、予備役はこれまでと同様に不可欠である。予備役は総合構想のなかで、将来の任務を充たすことが出来、その訓練の程度に応じた軍事教練を受けることが出来る。旧東独軍の予備役も、民主主義の軍隊に進んで参加する機会を与えられなければならない。
- 婦人も将来的には、任意かつ同等に武器をもって、連邦軍の国際出動さらに軍勤務にも参加することが出来るようにすべきである。その場合でも婦人には兵役の義務は課すことはない。
- 後継者を確保するためにも、戦力での兵士の士気および任務の魅力が高められなければならない。そのために現代技術手段の装備を備えた訓練の強化、NATO 域での訓練の共同行動、他の武力の体験、とくに下士官にとって、意味深い軍形態と教育施設の改善を加えることが必要である。
- FDP は時代に合わない軍特有の行動様式からの回帰に賛成する。連邦軍は他の職場と競争できなければならない。初任給は魅力的とされなければならない。軍隊は兵士のそれぞれ

れの生活設計を考慮しなければならない。そのためには必要な移動を保障する住居の改善がある。

○部隊での指導者の数を増やさなければならない。軍務の評価、給与そして経歴変更も改善され、国際的な規準に適合するようにしなければならない。個人の活動と通常の市民としての職活動を、兵士がより強く要求できるよう、さらに、勤務関係の変更を確保するために、雇用構造を柔軟にすることが必要である。兵士の定年制は、早急に年令のところで柔軟に対応されなければならない。

○統一を一層確保するために、連邦軍は上官、下士官の形成を新たな州で続けなければならない。

## SPD：8 安全と平和での一つの世界

冷戦の終了は世界平和をいまだもたらしてはいない。世界の多くの場所、ヨーロッパにおいてもであるが、武力を伴う紛争は人類を驚愕させている。南の諸国における貧困と環境破壊は、新たな困難を伝えている。全ての国民やあるグループが抑圧され、その人権が失われている。変革の時代にあつて、われわれの国家はその国際的な役割を見いださなければならない。ドイツに大きな希望と期待が掛けられている。われわれはドイツが世界に開かれた国家であること、信頼・予測のできるパートナーであり、良き隣人であることを期待する。平和、自由と福祉を全ての国民に保障しているヨーロッパ同盟内における積極的で前進するドイツの外交政策が、われわれの目標である。われわれはドイツにおいて、平和と紛争研究の形成に尽力し、そのことにより得られた認識を強力な拠り所とすることにする。(一部略)。

ドイツの安定と安全は二つの拠り所による。それは NATO と EU である。この大きな連合にあつて、アメリカとフランスとの関係がとくに重要である。こうしたドイツの安全・平和政策を基にして、われわれは存在している。ヨーロッパの安定と安全は不即不離の関係にある。それ故に、中部東ヨーロッパ、南ヨーロッパさらに旧ソ連邦の諸国での改革プロセスにたいしての西側の共通の援助を、信頼を基礎にして継続することを、われわれは支持する。

われわれは強固で行為能力のある EU を支持する。というのも、ヨーロッパの統一政策を前進させるからである。EU が最も保証するものは、ヨーロッパに不遜な国家への回帰を認めないことにある。われわれは EU 共通の外交・安全政策を展開し、さらにその遵守を東・中部東ヨーロッパ諸国にも求めることができる。

緊急に要請されるのは、「発展への仲間」として、ヨーロッパと北大西洋の調整された東方政策である。中部東・南東ヨーロッパの旧共産主義諸国は、ヨーロッパ的發展計画を必要としている。これらの諸国はまったくさまざまな統合と協力の形態で捉えられよう。協力するた

めに西側諸国がもつ共通の課題は、連合・安全政策だけに制限されていない。その課題は、民主的制度を新たに形成する問題と同様に、とくに、経済・環境・社会政策領域にも関連していかなければならない。

KSZE を基にして、ヨーロッパ全体の経済システムが完全に実現されるまでは、NATO はこの過渡期の過程にあって、重要な安定した安全政策の役割を引き受けている。SPD が導く連邦政府は、さらにいっそうの軍縮と有効な防衛戦略そして NATO 戦力構造を支持することになる。ヨーロッパの空間を集団的安全にしようとするわれわれの目的のために、既存のヨーロッパ安全システムと組織 (NATO, NATO 協力委員会, WEU と KSZE) の関連づけに努力する。「平和のためのパートナーシップ」という範囲で取り交わされた密接な協力関係は、新たな総てのヨーロッパの安全構造への道を開いているようでもある。KSZE は制度的に絞られ、強化されなければならない。その法的基礎は拡大され、財政的にも保障されて、その基礎を国連憲章 8 章に基づく地域組織として、とくに、軍縮、平和の保持さらに人権と少数者の権利に関して、従来よりも一層その権限を行使することができるようになろう。

KSZE の例に倣って、地中海においても協力地帯が形成されるべきである。われわれがイスラエルに対して武力と特別の配慮の気持ちを以て支援してきた、イスラエルとパレスチナとの間で促進されてきた平和のプロセスが、こうした展開に道を開いてくれることであろう。われわれはヨーロッパとイスラムの諸国との関係に、特別の注意を払うものである。地中海領域での新たな紛争地帯の発生は防止されなければならない。

連邦軍は国家の防衛に与ってきた。軍はその任務を NATO において、共通の連合の防衛を保障してきた。軍はこれに留まるべきである。さらに、連邦軍は国連を援助し、国連は平和を維持し、人道的な措置への国連の任務を遂行できるであろう。そのためにもわれわれは確実な法的裏付けを作ることになろう。われわれは30万人の平和軍が最終的には国連予備軍になる、確実な連邦軍計画を望んでいる。われわれは一般的な防衛義務を保持していく。SPD が支持しているのは、連邦軍が自由に行動できる干涉軍とはならず、例えば湾岸戦争がそうであったように、こうした戦争が国連、NATO、WEU の支持の下でなされたかどうかに関係なく、戦いには連邦軍は参加しないということである。

われわれは軍需産業と駐屯地転換のプログラムを求め、ヨーロッパの武器輸出の制限に尽力する。われわれは武器輸出にかんする現行のドイツ法規の済し崩しに反対する。武器輸出禁止違反の刑罰は、特別に強化されなければならないし、違法に得た不当な金額は、全額没収されなければならない。われわれは武器輸出を NATO と EU の諸国に制限する。

社会民主主義の外交・安全政策は、ドイツの同盟政策とデタント政策の継続にある。その政策は予測され、信頼されている。

## BÜNDNIS 90/ DIE GRÜNEN : 21世紀における外交政策の形成

### II 連邦政府の「正常化政策」

両ドイツの統一は、大きく、強力になり、その決断に依存することになったドイツの新たな責任を、国際的な連帯にある平和・エコロジーの外交政策を利用する可能性を開くことになった。しかしながらコール政権は、外交政策における「より多くの責任」を、経済・政治・外交の勢力および軍事的安全確保を拡大するものとして、政策的に解しているにすぎない。

1990年以来政府は、いかなる外交政策の役割を再統一したドイツが行い、そのことから東西対立の終焉の後にあって、連邦軍の将来をどのように定めるかの問題にかんする議論を回避してきた。その代わりに政府は事実を作り出し、国際的な機会を利して、国際政治でのドイツの役割の一連の「正常化」として、軍事的に UNO 活動に加わってきた。政府は国連安全保障委員会に、拒否権をもつ常任委員になろうとしている。政府は連邦軍が世界のあらゆるところで、ドイツの政策の機関として機能することを望んでいる。そのために政府は国連の旗のもとに、連邦軍の部隊をソマリアに送り出し、原則的に、ドイツの兵士が国連の戦闘部隊に参加することを求めてきた。新たな「防衛政策の方向」が明瞭に描いているのは、世界的な資源と販売市場の「安全」を殊更問題にしているのである。その危険な結果は、ドイツの外交政策の軍事化である。全ヨーロッパおよび地球的な連帯の理念に反して、「普通のドイツ」という政策を遂行しようとするのは、EU をその目的のために制度化しようとする、新たな国家ドイツのナショナリズムへの変節点を示すものである。

### V 国際政治での非軍事化はわれわれの下で始まる

冷戦の終了とともに、ワルシャワ条約の崩壊が、NATO の解消と総てのヨーロッパの安全保障システムへのイニシアティブを以て対応するような最高のチャンスが訪れている。連邦政府はこのチャンスを見逃し、これに代わって、NATO と WEU の拡張を試みてきた。この歴史的な怠慢は大変に重いものであり、ヨーロッパの今日の状況はその結論を引き続けている。

この時機に生じた危険な展開に、連帯とグリーンの平和政策は新たな回答を提出しなければならない。

- \* 中央・東ヨーロッパの危機と紛争において、過激でナショナリクな勢力が強力に浮かび上がってきた。排他的国粋主義および民族主義による紛争は、その残酷さはジェノサイドにまで至る戦争になる。
- \* ソヴィエト連邦の崩壊とそれに呼応した社会・経済危機は、ロシアでの改革派による赤と茶色の同盟の登場ということになった。この同盟はすでに独立した隣国にたいして、帝国主義的な脅威を与えており、民族・国粋主義による独裁の形成を求めている。

\*中央・東ヨーロッパ諸国は、脅威を強く感じ取り、NATOへの参加を求めている。

ロシアとの対峙の軸として、西側の軍事同盟の形成は、冷戦を再び原子兵器によって再構成することになり、ロシアでの民主勢力の息の根を止めることになるであろう。NATOを東の諸国にまで拡大する政策は、ヨーロッパでの安全を作り出すことにはならない。その政策は、反対に戦争による対立の危険を拡大するだけである。

なぜならばNATOは、原子兵器および通常兵器による威嚇、そして最終的には原子兵器の第一配備の選択にまで至る軍事的な性格を変えているわけではなく、これに大局的な介入の余地を付け加えているにすぎないからである。

NATOは、ヨーロッパにおける一つの総てのヨーロッパ平和秩序という複雑な新しい文化・政治的課題を保障するために、構造的にまとまっているわけではない。平和と安全が求められるものは、まず第一に紛争を未然に防止すること、平和な争いの調停、民主主義と人権、とくに、少数の人権をも保障するための制度の作成、そして、念のために非軍事的圧力や影響をもつ有力な手段も拒否することが必要である。

ヨーロッパでのさまざまな政治制度は、こうした役割を担わなければならない。BとGは、KSZEがヨーロッパの外交・安全政策の中心となり、この場所では個々の国家が主権を放棄することに賛成する。BとGが属することになる、「ヨーロッパ・グリーン同盟」は、KSZEを構造的に変え、地域の非軍事的安全組織とし、その任務を同盟の国際条約にて定めることになる。現在のKSZEの改造は、ドイツの外交政策の第一目標であり、これは積極的なイニシアティブ、主権の一方的な放棄、財政的な配慮によって遂行され、紛争の防止と争いの調停の役割を担うことになる。出発点としては、現在のKSZEの発展を見守ることになる。その中身は、平和な紛争の処理、紛争と争いの予防センター、人権の委託機関と民主主義の強化のための制度、紛争の仲裁の役割、軍事的信頼形成の継続と軍縮、継続的に非政府組織を加えること、にある。

政策としての非軍事化、これはNATOの解体をも意味している、そして非軍事による構造の形成は、同時に遂行されなければならないプロセスである。軍縮は非軍事による紛争解決のための新しい可能性を作り出す。それは、敵意の喪失であり、資源の再編であり、紛争解決へ向う新しい道程である。軍縮は西側の軍事構造、とくにNATOで遂行されなければならない。安全を共有する構造は、同盟形式に代わるものであり、同盟の解体を可能にする。

ヨーロッパは政治と社会が非軍事化することを今、新たに始める必要がある。現在の政府が実行している、マーストリヒト条約と西ヨーロッパ同盟からなる「共通の外交・安全政策」という新たなヨーロッパ主義ではなく、中部・東ヨーロッパの総ての諸国にたいして、軍縮とヨーロッパ同盟への経済・政治の上での開放が緊急に求められている。軍事同盟の形成で

はなく、経済・政治的統合の共同作用によってはじめて平和の将来的な展望が開けてくるのである。

われわれの目標は、ヨーロッパから ABC 兵器を無くすことにある。さらにそれ以上に、世界的な規模での軍縮とあらゆる軍隊の解体を支持する。われわれは調整された軍備の転換とすべての軍備輸出の禁止を支持する。軍備の輸出にたいしては、単に道徳だけでなく国民経済の点からの論議がある。軍需品は公の補助金とならんで、しばしばヘルメス信用保険というドイツの財務から支払われるからである。したがって軍備輸出にたいしては、法的・経済的に配慮しなければならず、こうして、形に現われるかどうかはともかく、補助金がそこには含まれることになる。軍需品の輸出を最終的に止めるためには、軍備生産を止めることである。連邦政府が政治的な重点項目として置く点は、軍備転換のプロセスを全ヨーロッパで遂行することであり、軍備輸出廃止を他の EC 諸国にも求めることである。全国際レベルでの広汎な軍縮処置を、蘇らせ、効果あらしめるためのイニシアティブをわれわれは支持する。

ヨーロッパでの軍縮のプロセスを強力に推進し、高めるためにも、B と G はさらに国内での一面的な平和・軍縮政策による先攻投資の戦略を支持することになる。

われわれはまず始めとして、すべての大きな軍事プロジェクト、とくに、戦闘機 90・ユーロファイター 2000 と対戦車防衛ヘリコプター PAH 2 の製作を止めなければならない。われわれは連邦軍の国連のブルーヘルメット派遣に反対する。連邦軍を迅速な攻撃軍に参加するすべての計画は終わりを見なければならない。連邦共和国が世界中で機能する US の干涉軍を兵站により支持することになる、「戦時ホスト国家サポート」協定は解約され、ドイツ・フランスからなる、ヨーロッパ兵団は解消される。

連邦軍が 35 万人以上になる兵士を、直ちに解消しないことは分かっている。の廃止は軍縮のプロセスであり、政治的かつ社会的に徐々に遂行されなければならない転換点である。それ故にわれわれは連邦予算での「軍事費」を、切り替え予算への転用を求める。こうした財政処置の一部は、徐々に連邦の各省に経済協力として振り分けられ、とくに、国際的な災害援助に向けられることになろう。こうした軍事産業の転換への処置、非軍事的な平和隊の創設、平和研究の援助、現場での平和活動さらに社会防衛の概念を支持する。職業軍人は、例えば、国際災害援助での仕事をするための再教育を受けることになる。

B と G は兵役の義務、したがって、非軍事的役務を無くすことを支持する。非軍事的役務に代わって、毎年 20 億マルク以上の国家助成金を計上し、主に社会領域での職場を確保する目的に使うことに、われわれはまず出発点としては賛成する。保守的な政治家が兵役の義務代替案として提案している、男女の「一般的な義務」が認められてはならない。われわれは兵役の義務廃棄の要求をもって、職業軍人を意図しているのではなく、連邦共和国に軍隊が



無くなることを意図しているのである。連邦軍での強制役務や非軍事的役務を拒否するあらゆる人々と、われわれはすでに連帯しているのである。

### PDS：限らない、反戦争政策

世界のいたるところで展開している戦争とその戦争の危険にたいして、早急の攻撃部隊や新たな武器体系をもってしても対応出来るものではない。戦争の社会的な原因を取り除くことであり、政治的に戦争を予防することが重要なのである。連邦政府は、ユーゴスラヴィアでの戦争の発生の責任、クルド人に対するトルコ政府の殲滅戦の責任、ヨーロッパ政治の増大する軍事化の責任を負っている。

ドイツの地から、二度と戦争を生み出してはならない。

ドイツの歴史、ドイツの置かれた地理状況、国際的な地位と潜在能力の其々からして、特別な平和への責任が生ずる。それは連邦共和国の平和への義務である。

われわれの平和政策諸要求の中心に、次のものを置く。

- 連邦軍の共和国外への出兵の禁止と国内の紛争への出兵の禁止。基本法は改正されてはならない。
- 核兵器の開発・生産・設置の包括的、完全な禁止。
- 連邦軍による旧軍事施設、とくに、東ドイツの軍事演習場のさらなる軍事目的への使用の禁止。
- 兵役の義務の廃止、軍隊の廃止の代わりに登場するあらゆる他の強制的勤務の廃止。
- 武器輸出の禁止と軍事援助の終了。
- 防衛予算を毎年少なくとも10%ずつ削減し、その増えることになる金額を特別に計上される軍縮予算へと転用する。
- NATOとWEUの解消とその代わりに、世界的、ヨーロッパ規模の協力安全システム、とくに、UNOの民主的な改革とKSZEプロセスのさらなる開発をする。ドイツは安全保障理事会に席をえてはならない。

PDSは、戦争と軍事力を否定することにやぶさかではない。われわれが否定するのは、威嚇・脅迫・戦争というカテゴリーである。われわれは、段階的にすべての軍事力が無くなることを期待する。軍事の全体を否定するもの、そして軍隊の戦時出動に反対するものは、われわれと連帯するものである。

### (注)

- (1) 石村「西ドイツにおける議会の解散権(-)(二)」専修大学法学研究所・公法の諸問題二・専修法学論集41号、1985年。

- (2) 日本の選挙制度が「区割り法」が成立したことにより大きく変わることは明らかである。こちらの新聞に於いても、「ドイツを模範とした選挙法の改正」と小さく報道されていた。しかし、その内容が必ずしもドイツ方式と言えないことは、本レポートを読んでもいただければ明らかである。制度だけでなく、選挙という政治行動の差異にも注目してもらいたい。日本の新選挙法の問題点にはここでは触れない。
- (3) 「世界」の1994年11月号が最近のドイツ問題について特集を組んでいる。とくに、住沢博紀「ボン共和国からベルリン共和国への途上で」79頁以下を参照されたい。
- (4) BVerGE2, 17, 影山日出弥「政党の違憲性の決定」ジュリスト別冊ドイツ判例百選, 12頁。
- (5) Deutschland ist Eins, 1990. S. 19f.
- (6) それにもかかわらず、二大政党の占める割合は低下傾向にある。1976=82%, 1983=77%, 1987=68%, 1990=62%, 1994=70.6%。
- (7) 州の選挙結果とも関係するが、SPDは人口の多いノルトライン・ヴュストファーレン、ブランデンブルクで圧勝している。
- (8) Kurschners Volkshandbuch, Deutscher Bundestag, 71Aufl. 1993, S.310, 学歴や家族関係まで、政党別にされた統計が示されているが、そこまでは紹介しない。
- (9) 基本法51条により、各州は最低で4議席を持ち、人口に応じて、200万人以上は4議席、600万人以上は5議席、700万人以上は6議席とされており、定員は確定していない。
- (10) Stern, Tango といった週刊誌もほぼ同様の数字を示していた。
- (11) Der Spiegel, Nr.35, S.28.
- (12) この勤勉なドイツ人も最近では都市部を中心に得票率を落している。1984年の地区選挙では、棄権者として、ドルトムント=38%, デュッセルドルフ=39%, ケルン=42%, シュトゥットガルト=46%, という異状な数値を残している。また、この選挙で18~25歳の若者の46%が、ノルトライン・ヴュストファーレンでは棄権している。J. Buchholz (Hg.), Parteien in der Kritik, 1993. S.42. さらに(19)参照。
- (13) 重複立候補は日本の新選挙法でも認められているが、この制度はドイツ方式に実際には近づくことになる。重複立候補の優先順位を決めるのが、小選挙区での惜敗率であるからである。しかし、この制度は新人が当選確立を低くすることは確かである。
- (14) Der Spiegel, Nr.43, S.18. 12月6日にフランクフルト大学で開催された公開討論会、「超過議席はどれだけ大きいか」でのマイヤー教授とシュタルク教授（ゲッティンゲン大学）の討論会は、選挙の平等と多数決選挙の実現という論点に終始した。予想される判決は、先の判決と同様の合憲になると思われるが、これを契機に選挙法の改善があるはずである。
- (15) ヨーロッパ議会選挙では、すでにヨーロッパ市民の概念を認めている。かつて州選挙レベルでこの外国人の選挙権を認めたことが、連邦憲法裁判所の判決により違憲と判断されている（BVerGE 83, 87）。外国人に選挙権を認めるには、少なくとも基本法28条を改正することが先決事項である。
- (16) Frankfurter Rundschau von 18, Okt.94, S.9.
- (17) Frankfurter Rundschau von 1. Nov.94, S.10.
- (18) Frankfurter Allgemeine von 28. Juni, 94.
- (19) 投票行動の分析資料が見つかったので、補足しておく。35歳以下ではSPDが強く、45歳以下ではCDUがリードしている。25~35歳ではSPDが最高(35%)であるのに比して、60歳以上で

は、50%がCDUに投票していた。緑の党を支持したのは若年層で、60歳以上はたった3%であった。東地区でのPDSへの投票では、35歳未満が23%なのに対して、60歳以上は17%であった。女性だけでは、同様にCDUは高年齢に圧倒的に支持されている。SPDは労働者、失業者の支持を受け、CDUはカソリック・グループに支持される動向は変わっていない。Die Zeit von 21. Oct.94.

以上の他に、Frankfurt Rundschau, Frankfurt Allgemeine, Der Spiegelによる数値を利用している。その他に参照したものとしては以下のものがある。

D. Fricke, W. Fritsch, H. Gottwald, S. Schmidt, M. Weissbecker (Hg.), Lexikon zur Parteigeschichte, Bd.1~4, 1983. R. Stoss (Hg.), Parteien Handbuch, 1983. Olzog/Liese, Die politischen Parteien, 20Aufl., 1992. B. Vögel, D. Nohlen, R. O. Schultz, Wahlen in Deutschland, 1971.

1994, 12, 9 フランクフルト記

### <編集後記>

現在ドイツ連邦共和国フランクフルト・アム・マインに留学中の石村所員が、折しも1994年10月16日の連邦議会選挙に居合わせて、その分析レポートを投稿してくれました。この選挙が統一後のコール政権の政策運営の真価を問われた選挙であったこと、日本に導入される小選挙区、比例代表並立制のモデル国であり、連立政権の先輩国である国の選挙であったこと等、我々にとっても興味深い情報を伝えてくれていると思います。

統一ドイツの直面するさまざまな困難については、我が国でも既に相当程度紹介されています。戦後50年ということで日独の戦後発展を比較する新聞、雑誌等の特集も多く目にします。こういった多くの情報にもかかわらずここへきてドイツの今後の動きの予測が立てにくくなってきたのは何故でしょうか。今回の連邦選挙で与党の政権基盤は相当危うくなったといわれます。他方野党SPDのシャープニング新党首の力量もあまり評価されていません。旧東ドイツの経済動向は評価の分れる所です。ここでは一方で経済の好転が伝えられながら、旧政権の残党政党への支持が回復している状況です。EUの動向に大きな影響力をもつ国のおひざ元が、不気味な「不安定の中の均衡」をかりうじて保っているように身受けられます。

(K.K.)

---

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 麻島昭一

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561

---